湖山池マップ

［湖山川と海面との境界線］
鳥取市賀露町の賀露大橋下流端

規則を守りましょう

鳥取県漁業調整規則に違反したものは、「6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」とされています。ご注意ください。

各禁止区域の詳細は
こちらでご確認ください。

鳥取県漁業調整規則

禁止区域等　〈調整規則第39条第2項、＊遊漁規則〉

	湖山池及びそれに連接する河川	禁止期間
禁1	鳥取市金沢における湖山川河口から上流500メートルと同湖山川河口、同湖山川河口から右岸150メートル、左岸50メートルの間の沖合100メートルの水域	1月1日から12月31日まで
禁2	鳥取市金沢における忠魂碑と宇田川尻の枝川河口右岸を結んだ直線以西の湖山池の水域	
禁3	鳥取市湖山町南二丁目における古川と垂井川との合流点の扉門の上流端から上流370メートルの水域	5月15日から7月15日まで
禁4	鳥取市布勢における新内新田川の水域、同市湖山町南三丁目における旧内新田川の水域、及び同市湖山町南三丁目における新内新田川河口の水域	
禁5	鳥取市高住における高住川河口から上流315メートルの水域	
禁6	鳥取市松原における枝川河口から上流595メートルの水域	
禁7	鳥取市金沢における宇田川河口から同市金沢における坂津橋下流端の水域	
禁8	鳥取市福井における福井川河口から上流660メートルの水域	
＊石がま	（こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、しらうお及びえびに限る。）	1月1日から12月31日まで
＊石がまの周辺18メートル以内の区域	（こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、しらうお及びえびに限る。）	10月1日から7月15日まで

ご注意ください！
漁協の組合員以外の方がしじみを採捕することは禁止されています。

～遊漁を楽しまれる方へのお願い～

ルールを守り、
マナーを忘れず、
誰もが気持ちの良い、
綺麗な池にしましょう！

遊漁者様へお願い

基金マップ

基金が作成したマップは
Web上にも掲載しています。

〈不許複製〉公益財団法人鳥取県魚の豊かな川づくり基金　作成　令和5年1月

鳥取県漁業調整規則・湖山池漁業協同組合の遊漁規則の一部抜粋

※内水面全体に関する事項一部除く

全長等の制限〈調整規則第36条〉

水　産　動　物	採捕してはならない大きさ
うなぎ	全長30センチメートル以下
※ 内水面において、あまご（さつきますのうち、ふ化後引き続き淡水域で生活しているものをいう。以下同じ。）、いわな、かわます、さくらます、さけ、さつきます、にじます、やまめ（さくらますのうち、ふ化後引き続き淡水域で生活しているものをいう。以下同じ。）又はかじかの産んだ卵を採捕してはならない。	

禁止区域等〈調整規則第40条、＊遊漁規則〉

水産動植物	禁止期間	禁止区域
あゆ	2月1日から5月31日まで 及び9月26日から10月31日まで	内水面
こい(全長15センチメートル以下のものに限る。)	1月1日から12月31日まで	内水面
こい(全長15センチメートルを超えるものに限る。)	5月15日から7月15日まで	湖山池及び東郷池
ふな	5月15日から7月15日まで	湖山池及び東郷池
ぬかえび　(小だも又は中だもを使用して採捕する場合に限る。)	12月1日から翌年3月31日まで	湖山池
ぬかえび　(大だもを使用して採捕する場合に限る。)	12月1日から翌年7月31日まで	湖山池
藻類	4月1日から7月31日まで	湖山池
＊しらうお	たも網に限り 2月1日から3月31日まで	湖山池

その他禁止〈鳥取県内水面漁場管理委員会の指示〉

対象魚種	禁止内容等
ブラックバス類（オオクチバス・コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。）及びブルーギル	鳥取県内の河川、湖沼、ため池、用水路などにおいて、ブラックバス等の再放流(キャッチアンドリリース)を禁止。 ［指示開始の日：平成24年11月1日］
コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。）	鳥取県内の河川、湖沼、ため池、用水路などにおいて、他の水面（コイの養殖場を除く。）から持ち出したコイの放流を禁止。 ［指示期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日まで］　※以後継続の可能性あり

漁具漁法の制限及び禁止〈調整規則第37条〉

内水面において水産動物を採捕してはならない漁具又は漁法
水中に電流を通じてする漁法
潜水器(簡易潜水器を含む。)
水中において照明を利用してする漁法
びんづけ漁法
瀬干し（一定区域内の水を除去して採捕する漁法をいう。）
ふなや（岸辺その他の場所に穴を掘り、その中に入った魚を採捕する漁法をいう。）
鵜（う）使い（鵜を利用して採捕する漁法をいう。）
鉄砲やす（人力以外の動力を利用してやすを発射させて採捕する漁法をいう。）
はねかわ　(木、竹、枝葉、布その他これに類するものを取り付けた糸又は綱その他これに類するもので魚を威嚇して採捕する漁法をいう。)
あゆなぐり　(竹、木その他これに類するものの柄の先端にひっかけ針を取り付けたものを使用して採捕する漁法をいう。)
いたちがわ　(いたちの皮その他これに類するものを使用して魚を威嚇し、網漁具を使用して採捕する漁法をいう。)
上り瀬又は下り瀬　(水中に竹、木、石その他これに類するものを敷設して魚の通路を遮断し、遮断した通路の一部に竹す、かご、網その他これに類するものを設置して採捕する漁法をいう。)

〈遊漁規則〉

・湖山池及びそれに連接する河川において、さお釣、手釣、たも網、徒手採捕以外の方法で、★(こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、しらうお、えび）を採捕してはならない。また、同池及び河川において、以下の漁具・漁法の併用を禁止する。

禁止する漁具又は漁法	★の水産動物を採捕してはならない範囲等
引懸（ゾロ）、ルアー	さお釣及び手釣による場合
船又はいかだ等	さお釣、手釣、たも網、及び徒手採捕による場合
撒き餌（アミ）	さお釣、手釣、たも網、及び徒手採捕による場合

【規則等に関するお問合せ先】

湖山池漁業協同組合
鳥取県鳥取市湖山町南1丁目969-5
☎ 0857-28-1078

鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
☎ 0857-26-7339
✉ gyogyou-chousei@pref.tottori.lg.jp

ホームページはこちら